

院内感染対策指針

I. 院内感染対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止対策、及び集団感染事例発生時の適切な対応など、医療法人社団敏和会西砂川病院（以下当院）における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目標とする。

II. 院内感染対策に関する基本的考え方

当院の院内感染対策は療養病棟において、感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者が同時に存在することを先ず前提とする。そのうえで、手厚い医療的なケアを行う際に起こりうる患者、職員への伝播リスクを最小限にするとの視点に立ち、すべての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する標準予防策（スタンダードプリコーション）の観点に基づいた医療処置・ケアを実践する。合わせて、必要時は感染経路別予防策を実践する。そのことにより、患者と医療従事者双方における院内感染の危険性を減少させる。

また、感染症発症の際には拡大防止のための、その原因の速やかな特定、制圧、終息を図る。患者の安全を確保して信頼される医療サービスを提供し、医療の向上に寄与することを基本姿勢とする。こうした基本姿勢をベースに、院内感染予防対策の必要性・重要性を全病院職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

III. 院内感染対策のための委員会、組織に関する基本事項

1. 院内感染対策に関する院内全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担い、組織横断的な活動をするため、院内感染対策委員会を設置する。院内感染対策委員会は、病院長・総看護師長・事務長・病棟所属長をはじめ、医師・検査科・放射線科・薬局・リハビリテーション科・栄養科・医事課・医療連携室・病棟の看護介護職員の委員で構成される。毎月1回定期的に実施される。また、必要に応じて、臨時で委員会を開催することができ、必要と認める職員の出席を求め、意見の聴取、及び資料の提出を求めることができる。

所掌業務は

- (1) 院内感染の発生を未然に防止する予防対策に関すること
- (2) 院内感染が発生した場合における緊急対策に関すること
- (3) 院内感染に関連し、職員の健康管理に関すること
- (4) 院内感染防止のために必要な職員教育に関すること
- (5) その他、必要と認められる事項

なお、委員会議事録は委員長の責任において記録される。

また、院内感染対策委員会の機動部隊として、看護部が所属長からなるリンクナースを構成

し、病棟担当医師と連携を取り、看護介護職員を含め、実働的な活動で現場に介入し、対策の推進・徹底に取り組んでいく。

IV. 感染予防対策のための教育・研修

感染対策に関する教育・研修は患者、及び医療従事者の感染のリスクを最小限にすることを目的とし、院内感染管理の基本的考え方、及び具体策について職員に対して実施する。

- (1) 全職員を対象に院内感染対策に関する研修を年2回以上定例開催する。
- (2) 全職員を対象とした院内感染対策に関する研修では、同一内容での複数回実施等で参加を支援する。また、不参加者に関してはフォローアップ体制を整備し、院内で安全に業務を果たすために必要な研修を開催する。
- (3) 院内感染の増加が疑われた場合や確認された場合は、全体あるいは部署や職種を限定として院内感染対策に関する教育・研修を行う。
- (4) 院内ラウンド等による個別教育を実施する。

V. 感染症発生報告に関する事項

院内感染とは、病院内で治療を受けている患者が、原疾患とは別に新たな感染を受けて発病する場合（入院後48時間経過）、また、病院に勤務する職員が院内感染する場合も含まれる。感染症患者が発生した場合は次の対応を行い、かつ届け出義務のある感染症患者が発生した場合は、感染症法に準じて行政機関に報告する。

1. 基本方針

病院における感染症の発生状況を週一回感染情報レポートとして検査科より提示し、リアルタイムな情報の共有に努める。

2. 通常対応

感染症患者が発生した場合は、担当医師・リンクナースが感染症発生報告書を総看護師長に提出する。また感染対策委員会で情報共有し連携をとる。

3. 緊急時（重大な院内感染症発生）対応

感染症患者発生の緊急時（重大な院内感染発生時）には、担当医・リンクナースが直ちに報告を行い、必要部署と連携をとり、緊急で院内感染対策委員会が招集され速やかな対応を講じる。

VI. 院内感染集団発生時の対応

院内感染発生が疑われる場合には、リンクナースが情報収集を行い、迅速に特定対応する。

臨時院内感染対策委員会を招集し、感染経路の遮断、及び拡大防止に努める。感染制圧後、再発防止、及び対応方針を検討する。

VII. 患者などに対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は院内感染対策マニュアルで全職員が確認できる。
また、病院ホームページにおいて一般に公開される。

VIII. その他の院内感染の対策の推進の為に必要な基本指針

1. 職員は感染症対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底、マスクの着用の励行など、常に感染予防策の遵守に努める。
2. 職員は自ら院内感染源とならない為に、定期健康診断を年2回受診し、健康管理に留意する。また、ワクチン接種によって感染が予防できる疾患（インフルエンザ・B型肝炎等）については適切にワクチン接種を行う。
3. 職員は、感染対策マニュアルに沿って、個人用防護具の使用、リキャップの禁止、職業感染の予防に努める。
4. 感染対策マニュアルは、最新のエビデンスに基づいたガイドラインを参考に、当院の実情に合わせて作成を行い、定期的な見直し・改定を行う。

(附則)

本指針は平成27年8月1日から施工する。

平成30年11月1日改定